

東久留米市課税・納税用封筒への広告掲載に関する取扱基準

（目的）

第1 この基準は、東久留米市公共物等有料広告掲載取扱要綱（平成17年東久留米市訓令乙第1号。以下「要綱」という。）の規定に基づき、東久留米市が使用する課税・納税用封筒に掲載する有料広告の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（広告掲載の範囲）

第2 課税・納税用封筒に掲載を認める広告は、市民生活に関連したものであって、その範囲は次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- （1） 広告媒体の公共性、中立性又は品位を損なうおそれのあるもの
- （2） 法令に違反するおそれのある内容を含むもの
- （3） 政治活動、宗教活動等の思想・信条又は個人の意見を内容とするもの
- （4） 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの
- （5） その他市の掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

2 広告は、広告主の製品・サービス等を市が推奨しているとの誤解を与える表現を用いないものとする。

（広告媒体）

第3 課税・納税用封筒のうち、広告媒体として広告を掲載することができるものは、個人市民税・都民税、軽自動車税、固定資産税・都市計画税及び国民健康保険税の封筒とする。

（広告掲載の位置）

第4 広告掲載の位置は、課税・納税用封筒の裏面とする。

（広告の規格）

第5 広告は、縦50ミリメートル、横80ミリメートル四方以内の一枠とする。

2 広告の色は、単色とする。

3 広告には、広告主及び広告主の連絡先を表示しなければならない。

（広告の掲載料）

第6 広告の掲載に係る1回当たりの最低募集価格は、封筒1枚につき1円以上とする。

（印刷枚数）

第7 広告付封筒の印刷枚数は毎年度の契約で定める。

（残余封筒）

第8 当該年度の広告付封筒に残余が出た場合、翌年度以降の封筒としてこれを使用することができる。

（広告の募集手段）

第9 市長は、市報、市ホームページ等により、広告主を募集するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には第2の規定を踏まえ広告主を

選定し、直接、広告掲載の依頼を行うことができる。

- (1) 応募者がいない場合
- (2) その他市長が必要と認める場合
(広告掲載の申し込み)

第10 広告の掲載を希望するもの（以下「申込者」という。）は、東久留米市課税・納税用封筒広告掲載申込書（第1号様式。以下「申込書」という。）を市長に提出することにより、掲載を申し込むものとする。

（広告主の決定）

第11 市長は、第10の規定により申し込みがあったときは、内容を審査し、広告掲載の可否について決定するため、要綱で定める東久留米市広告掲載審査委員会（以下「委員会」という。）に審査を求めるものとする。

2 市長は、委員会からの報告に基づき、申込書に記載された広告の内容が、第2各号に該当しないと認められた申込者であって、第6に定める最低募集価格を上回る申込価格で申し込んだものから申込価格が最も高いものを広告主として決定するものとする。ただし、市税の納税義務者であり、市税を滞納しているものは除く。

3 市長は、前項の規定により広告主を決定したときは、その結果を東久留米市課税・納税用封筒広告掲載承諾（不承諾）決定通知書（第2号様式）により申込者に通知するものとする。

（広告の選定基準）

第12 第11第2項の規定により広告主を決定する場合において、申込価格が最も高い申込者が複数あるときは、次に定める順序に従って広告主を決定するものとする。

- (1) 国、地方公共団体、公団、公社、公益法人その他これに類する団体に係る広告
- (2) 民間企業のうち、市内に事業所を有するものに係る広告
- (3) 前2号に掲げる以外の広告

2 前項の規定によっても広告主を決定することができないときは、抽選によって広告主を決定するものとする。

（広告原稿の提出）

第13 広告を掲載する旨の決定通知を受けた広告主は、所管課が指定する日までに掲載しようとする広告の原稿又は原稿に準ずる電子データ等を提出しなければならない。

（広告掲載料の納付）

第14 広告主は、市長が指定する期日までに広告掲載料を一括納付しなければならない。

（広告掲載の取り消し）

第15 市長は、次の各号に該当し、広告掲載に係る事業の進行に支障があると認めたときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告主が第13に規定する原稿を提出しないとき
- (2) 指定する期日までに広告主が第14に規定する広告掲載料を納付しなかったと

き

(3) この基準の規定に違反していることと認めたとき

- 2 前項の規定に基づき広告掲載の決定が取り消されたときは、市長は第10の規定に基づく申込者のうち、申込価格が前項の広告主の次に高いものを広告主とすることができる。

(広告掲載料の返還)

第16 納入された広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告掲載できないと市長が認めた場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書きの規定により返還する広告掲載料には利子は付さない。

(委任)

第17 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(適用)

付則

この基準は、平成21年9月15日から施行する。

付則

この基準は、平成22年10月25日から施行する。

付則

この基準は、平成23年10月24日から施行する。

付則

この基準は、平成24年10月3日から施行する。